

同行援護従業者の資格要件の取扱い

1. サービス提供責任者の要件

下記①～⑥いずれかを満たす者

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修終了者
- ③ 介護職員基礎研修修了者
- ④ 居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者
- ⑤ 居宅介護従業者養成研修 2 級課程（平成 25 年 4 月以降は居宅介護職員初任者研修課程）修了者で、3 年以上介護等の業務に従事した者
- ⑥ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年以上従事したもの



同行援護従事者養成研修

（一般課程+応用課程）の修了者

※「相当すると奈良県知事が認めた研修」を含む

..... または

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者

2. 従業者の要件

同行援護従業者養成研修（一般課程）の修了者
※「相当すると奈良県知事が認めた研修」を含む

..... または

居宅介護従業者の要件を満たす者



視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接支援に限る）に 1 年かつ 180 日以上従事した者
※期間・日数両方の充足が必要

..... または

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者

3. 同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した視覚障害者移動介護従業者養成研修
- (2) 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日付厚生労働省告示第538号）第1条第16号に規定する視覚障害者外出介護従業者養成研修
- (3) 「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

4. 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程に相当すると奈良県知事が認める研修

- (1) 社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修

以上